6　X類の残留物の排出

6.1　1の規定に従うことを条件として、次の規定を適用する。

.1　X類の物質の取卸しが行われたタンクは、船舶が取卸しを行った港を離れる前に予備洗浄を行う。その結果生ずる残留物は、受入施設に対し、当該施設への排水中の当該物質の濃度が検査員による排水試料の分析により〇・一重量パーセントを下回ることが示されるまで排出する。要求される濃度の基準に達した場合には、残りのタンク洗浄水は、タンクが空になるまで受入施設に引き続き排出する。これらの作業は、貨物記録簿に適切に記載されるものとし、第十六規則1に規定する検査員が裏書をする。

.2　その後タンクに取り入れられる水は、第十三規則2に定める排出基準に従つて海洋に排出することができる。

.3　受入国の政府が船舶に不当な遅延を生じさせることなく排水における当該物質の濃度を測定することが実行不可能であることを認める場合は、当該受入国は、次のことを条件として、1の規定における要求される濃度を得るために同等の代替方法を受け入れることができる。

6.1.1　付録六に適合するものとして主管庁が承認する方法に従つてタンクの予備洗浄が行われること。

.2　貨物記録簿に適切に記載され、及び第十六規則1に規定する検査員によつて裏書がされること。

7　Y類及びZ類の残留物の排出

7.1　1の規定に従うことを条件として、次の規定を適用する。

.1　Y類又はZ類の物質についての残留物の排出方法に関しては、この第十三規則2の排出基準を適用する。

.2　Y類又はZ類の物質の取卸しが手引書に従つて行われない場合には、予備洗浄は、船舶から貨物残留物をこの附属書に規定する量まで除去するための第十六規則1に規定する検査員の認める代替措置がとられない限り、当該船舶が取卸しを行った港を離れる前に実施する。その結果生ずるタンク洗浄水は、取卸しを行つた港又は適当な受入施設を有する他の港の受入施設に排出する。ただし、これらの港における受入施設が、このような目的のために利用可能であり、かつ、適切であることが書面によつて確認された場合に限る。

.3　Y類の高粘度物質又は凝固性物質については、次の規定を適用する。

.2.1　付録六に定める予備洗浄方法を適用する。

.2.2　予備洗浄中に生ずる残留物と水との混合物は、タンクが空になるまで受入施設に排出する。

.3　その後にタンクに取り入れられるいかなる水も、この第十三規則2の排出基準に従つて海洋に排出することができる。

7.2　バラストの積込み及び排出についての操作の要件

7.2.1　取卸しの後及び必要な場合には予備洗浄の後、貨物タンクには、バラストを積み込むことができる。当該バラストの排出の方法は、この第十三規則2に定める。

7.2.2　バラストが先に運送した物質の一ＰＰＭ未満を含有する程度まで洗浄された貨物タンクに取り込まれるバラストは、排出率、船舶の速力及び排出口の位置のいかんを問わず、海洋に排出することができる。ただし、船舶が最も近い陸地から十二海里以上離れ、かつ、水深二十五メートル以上の場所にある場合に限る。要求される清浄の程度は、付録六に規定する予備洗浄が実施され、及びタンクがその後、千九百九十四年七月一日前に建造された船舶については洗浄装置を完全な周期を用いて又はK＝1.0によつて計算する以上の水の量を用いて洗浄されたときに、達成されたものとする。

7.2.3　クリーン・バラスト又は分離バラストの海洋への排出は、この附属書の要件の対象としてはならない。

8　南極海域における排出

8.1　「南極海域」とは、南緯六十度以南の海域をいう。

8.2　南極海域においては、有害液体物質又は当該物質を含有する混合物の海洋へのいかなる排出も、禁止する。

第十四規則　方法及び設備の手引書

1　X類、Y類又はZ類の物質を運送することを認められたすべての船舶は、主管庁が承認する手引書を船内に備える。当該手引書は、付録四に適合する標準方式のものを備える。国際航海に従事する船舶であつて、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

2　手引書の主たる目的は、船舶の乗組員のため、船舶の物理的な配置並びに貨物の取扱い、タンク洗浄、スロップの取扱い並びに貨物タンクへのバラストの積込み及び排出に関するこの附属書の要件に適合するために従わなければならないすべての操作方法を特定することである。

第十五規則　貨物記録簿

1　この附属書が適用される船舶には、付録二に定める様式の貨物記録簿を船舶の公式の航海日誌の一部として又は他の態様で備える。

2　付録二に定める作業の完了の後、当該作業を貨物記録簿に速やかに記録する。

3　有害液体物質又は有害液体物質を含有する混合物の事故による排出又は第三規則に基づく排出の場合には、排出の状況及び理由を貨物記録簿に記載する。

4　貨物記載簿の各項目には、各作業の担当職員が署名するものとし、船長がいる場合には、各ページに船長が署名する。貨物記録簿は、証書又は第七規則に規定する証書を備える船舶にあつては、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。船舶の旗国である国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

5　貨物記録簿は、容易に検査することのできるような場所に備えるものとし、乗組員のいない被えい航船の場合を除くほか、船内に備える。貨物記録簿は、最後に記載した日の後二年間保存する。

6　締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用される船舶が当該締約国の港にある間は、その船舶に備えられている貨物記録簿を検査することができる。当該権限のある当局は、その貨物記録簿の記載の写しを作成することができるものとし、また、船長に対しその写しが当該貨物記録簿の記載の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。このように作成された写しであつて貨物記録簿の記載の真正な写しであることを船長が証明したものは、いかなる訴訟手続においても、記載されている事実の証拠とすることができる。この6の規定に基づいて権限のある当局の行う貨物記録簿の検査及び証明された写しの作成は、航海に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

第六章　寄港国による規制措置

第十六規則　規制措置

1　締約国の政府は、この第十六規則を実施するため、検査員を任命し、又は権限を与える。検査員は、国際海事機関の作成する規制手続に従つて規制を実施する。

2　条約の締約国の政府が任命し、又は権限を与える検査員は、操作が手引書の要件に従つて行われたことを確認した場合又は予備洗浄に関する免除を認めた場合には、当該検査員は、貨物記録簿に適切に記載する。